

小浜市六次化産品等販路開拓支援業務に係る企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は「小浜市六次化産品等販路開拓支援業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により業務を受託する契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

小浜市六次化産品等販路開拓支援業務

(2) 委託事業者数

1事業者

(3) 業務内容

別紙「小浜市六次化産品等販路開拓支援業務の企画提案に係る仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から平成30年3月23日まで

(5) 委託料の上限

総額7,036千円（消費税および地方消費税を含む）

うち、セミナー開催業務1,296千円

販路開拓支援業務5,740千円

なお、最終的な実施内容、契約金額については、小浜市と調整したうえで決定することとします。

3 応募資格

本業務は、以下の要件を全て満たす事業者に委託するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 小浜市からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、小浜市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (5) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (8) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (9) 業務についての守秘義務を遵守できること。
- (10) これまでに、福井県産農林水産物を活用した商品の開発および販路開拓に関する同様の事業を2回以上受託した実績を有すること。

4 募集から決定までのスケジュール

- ・ 公告
平成29年5月12日（金）
- ・ 参加申込書、企画提案書受付締め切り
平成29年5月26日（金） 17時15分まで（必着）
- ・ 質疑
平成29年5月12日（金）から5月19日（金） 12時00分まで
- ・ プレゼンテーション
平成29年6月1日（木）（予定）
- ・ 結果通知の送付
平成29年6月上旬
- ・ 契約締結予定
平成29年6月中旬
- ・ 業務開始予定
平成29年6月中旬

4 企画提案の募集

- (1) 方法
小浜市ホームページにおいて公開
- (2) 期間
平成29年5月12日（金）から平成29年5月26日（金）

5 提案方法等

- (1) 提出場所
小浜市産業部農林水産課 農業振興・六次産業化グループ
住所：〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3
- (2) 提出方法
持参（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）
または郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着のこと。）により提出すること。
- (3) 提出期限
平成29年5月26日（金） 17：15（必着）
- (4) 提出書類
 - ①応募書（様式1号）
 - ②応募資格に関する誓約書（様式2号）
 - ③申立書（様式3号）
 - ④入札資格審査申請書を未提出の場合は、以下の資料を同封のこと。
 - ・ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ・ 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ・ 商号登記していない個人にあっては、身分証明書および登記されていないことの証明書
 - ⑤財務諸表（法人および個人）
 - ⑥国税および地方税を滞納していないことを証明ものとして、以下の資料を同封すること。
 - ・ 法人にあっては、直近年度の国税（法人税および消費税）、都道府県税（事業税および都

道府県民税) および市町村民税すべての納税証明書 (未納がないことが確認できるもの)

- ・個人にあつては、直近年度の国税 (所得税および消費税)、都道府県税 (事業税) および市町村民税すべての納税証明書 (未納がないことが確認できるもの)

⑦企画提案書

- ・様式、分量は自由とします。
- ・版型はA4を使用することとします。図面等はA3版折可とします。
- ・説明を補足する画像等を貼付する際には、判読可能な程度の文字ポイントを採用することとします。
- ・複数の企画提案書の提出は認めません。1事業者1案に限ります。

⑧費用見積書

- ・提案に係る見積りにあつては、委託料の総額の上限7,036千円 (消費税および地方消費税を含む) の範囲内で、かつ、その内訳についてもそれぞれ、セミナー開催業務の上限1,296千円 (消費税および地方消費税を含む)、販路開拓支援業務の上限5,740千円 (消費税および地方消費税を含む) の範囲内で見積もることとします。
- ・セミナー開催業務と販路開拓支援業務のそれぞれの金額 (消費税および地方消費税を含む) が分かるよう、それぞれの合計金額と積算内訳を明示することとします。
- ・費用見積書が委託料上限額を超えたものは失格とします。

⑨過去の業務実績一覧

⑩提案者の概要が分かるもの (企業概要パンフレット等)

(5) 提出部数

- ・紙媒体 9部 (正本1部、副本8部)
- ・電子媒体 (CD-ROM) 1枚 (変更できないファイル形式 (PDF など))

(6) 提出された企画提案書等の内容について、後日、小浜市から疑義照会を行うことがあります。

(7) 提出期限後の提出書類の再提出および差し替えは認めません。(軽微なものを除く)

(8) 質問事項

①企画提案に関する質問は文書 (様式4号) を電子メールにより受け付けます。口頭による質問は受け付けません。 E-mail アドレス : nourinsuisan@city.obama.fukui.jp

なお、送信後、受信確認のための電話連絡をお願いします。

②件名は「【質問】小浜市六次化産品等販路開拓支援業務」と明記してください。

③質問は、平成29年5月19日 (金) 12:00まで受け付けます。

④回答は、原則、小浜市のホームページに掲載します。

(9) その他

提案者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要項、仕様書等の記載内容に同意したものとします。

6 対象となる経費等

(1) 委託業務の対象となる経費は次のとおりです。

①直接人件費

②事業費

- ・旅費 (事業を行うために必要な国内出張に係る経費)

- ・会議費（会場借料、機材借料等（茶菓料（お茶代）は対象外））
- ・謝金（事業を行うために必要な外部専門家等に対する謝金）
- ・印刷製本費（事業で使用するパンフレット、リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費）
- ・消耗品費（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
- ・通信運搬費（郵便料、運送代等）
- ・外注費*（展示会等のブース設営費（電気引き込み工事費等）等、事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約））
- ・委託費*（デザイン料（展示会等のブースデザイン等）等、事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者に委託して行わせるために必要な経費（委任または準委任契約））

③一般管理費

- ・一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出してください。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（直接人件費＋事業費）} \times \text{一般管理費率}$$
- ・一般管理費率は10%以下とします。

④消費税および地方消費税

(2) 次に掲げる経費は委託事業の対象となりません。

- ①備品購入費、土地や建物の取得経費
- ②受託者の他の業務と区分できない経費
- ③委託契約以前に支出した経費
- ④商談会、展示会等への参加費用（いわゆる小間代）（市が負担することとしています。）
- ⑤支援対象事業者に関する費用（旅費、販売促進費、商品改良費等）

(3) 各費目の単価、内訳および金額の根拠を記載してください。

※本業務の全部を、他の一事業者に委託または請け負わせることは承諾しません。ただし、本業務の一部や、全部を分割して複数の事業者に委託または請け負わせることは承諾するものとします。（本業務の契約は、本市と受託者の二者間契約で、本業務の本市に対する全責任は、受託者が一元的かつ全面的に負うものとします。）

7 契約候補者の選定

(1) 審査方法

①審査会開催通知および失格者への通知

「3 応募資格」および「5 提案方法等」に基づき、小浜市職員で構成する審査会の事務局において、審査会への参加資格および提出書類の不備等を審査します。審査の結果、審査会への参加資格を満たしている提案者に対しては、審査会日時および場所を通知します。失格者については、失格理由について通知します。

なお、審査会は平成29年6月1日（木）を予定しています。

②審査会実施方法

- ・1事業者あたり20分以内で企画提案（プレゼンテーション）することとします。
- ・企画提案実施後、審査会審査員から質疑を行います。

- ・審査会出席者（企画提案者）は、3名以内とします。
- ・企画提案は事前に提出した書類により行うこととし、追加資料は認めません。
- ・企画提案開始から20分経過した場合は、途中であっても打ち切るものとします。
- ・他の参加者の企画提案（プレゼンテーション）を傍聴することはできません。

③提案者の失格事項

- ・上記5の（2）に掲げる提出書類に虚偽の内容を記載した事業者
- ・提案書提出期限に遅れた事業者
- ・選定委員会によるヒアリングに遅れた事業者
- ・応募書を提出した日から、選定委員会において選考が終了するまでの間に審査会審査員または事務局職員に不正な接触を行った事業者
- ・他人の提案を代理した事業者
- ・本募集要項、仕様書等に違反すると認められる場合

④審査の方法

（2）に掲げる審査基準に基づき、企画提案書についての書類審査および審査会における企画提案に対するヒアリング審査を行い、総合的に判断し、随意契約の相手方（契約候補者）の1事業者を選定します。

※提案者が1事業者の場合は、審査を行い、審査会が候補者特定の可否を採決して決定します。

⑤審査結果の通知

審査結果については、各提案者に対し書面で通知します。

なお、審査についての経緯や内容に関しての問合せには応じられません。また、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとします。

（2）審査基準

- ①企画内容の適格性、実現性
- ②実施体制、管理体制
- ③福井県産農林水産物を活用した同種および類似の業務実績
- ④経費見積額の経済性

※なお、審査にかかる採点算出方法は公表しません。

8 委託契約

（1）契約の締結

①委託契約の締結は、契約候補者と、企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結します。

②上記①の契約手続きは、セミナー開催業務と販路開拓支援業務で別々に行い、別々に契約締結します。

③協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合があります。

④委託契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）や小浜市財務規則（平成3年4月1日規則第15号）、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25食産第601号農林水産事務次官依命通知）、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）をはじめとする諸規程に基づいて行います。

- ⑤契約候補者と協議が整わない場合は、次点の事業者と協議します。
- ⑥契約候補者の選定後、契約候補者が小浜市等の指名停止等の措置を受けた場合や、企画提案書等の内容と異なることが生じた場合は、契約を行わないことがあります。
なお、契約を締結しない場合、小浜市は一切の損害賠償の責を負いません。
- ⑦契約締結後において業務に大幅な追加、変更が発生した場合は、契約変更により対応するものとします。

(2) 契約時期

平成29年6月中旬(予定)

9 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語および日本円とします。
- (2) 提出書類の作成・提出、およびプレゼンテーションの参加に要する費用は全て提案者の負担とします。
- (3) 提出書類は、提案者に無断で使用しませんが、審査作業に必要な範囲において複製を作成します。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (6) 必要により、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- (7) やむを得ない緊急の理由等により、企画提案(プレゼンテーション)を実施することができないと認められる場合は、本企画提案を中止することがあります。
なお、この場合において、本企画提案に要した費用を小浜市に請求することはできません。
- (8) 提出された書類は、原則として、小浜市に対する情報公開請求の対象文書となり、小浜市情報公開条例の規定に基づき、公開される場合があります。
- (9) 企画提案書の作成のために小浜市より受領した資料は、小浜市の了解なく公表・使用することはできません。
- (10) 応募書を提出した後、辞退を希望する事業者は、平成29年5月26日(金)17時15分までに、下記の間合せ先にメールで連絡後、辞退届(様式5号)に記入・押印し、担当部局まで送付してください。

10 事務を担当する部局の名称および間合せ先

小浜市 産業部 農林水産課 農業振興・六次産業化グループ

担当：重田

郵便番号：917-8585

住所：福井県小浜市大手町6番3号

電話番号：0770-64-6023(直)

E-mail アドレス：nourinsuisan@city.obama.fukui.jp